

**平成 2 1 年七戸町議会第 3 回定例会
会議録（第 3 号）**

平成 2 1 年 9 月 1 1 日（金） 午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議事日程

- 日程第 1 議案第 6 2 号 七戸町立小学校及び中学校プール設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 2 議案第 6 3 号 七戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 6 4 号 七戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 6 5 号 七戸町子ども医療費給付条例の制定について
- 日程第 5 議案第 6 6 号 七戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 6 7 号 七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 6 8 号 七戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 6 9 号 七戸町土地改良事業（災害復旧事業）の施行について
- 日程第 9 議案第 7 0 号 平成 2 1 年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 7 1 号 平成 2 1 年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 7 2 号 平成 2 1 年度七戸町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 7 3 号 平成 2 1 年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 7 4 号 平成 2 1 年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 7 5 号 平成 2 1 年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 7 6 号 平成 2 1 年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 7 7 号 平成 2 1 年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 議案第 7 8 号 平成 2 1 年度七戸町水道事業会計補正予算（第 2 号）
決算審査特別委員会審査報告
- 日程第 18 議案第 7 9 号 平成 2 0 年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 報告第 1 4 号 平成 2 0 年度七戸町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 20 請願第 5 号 教育予算の拡充に関する意見書の提出を求める請願書

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第62号 七戸町立小学校及び中学校プール設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第2 議案第63号 七戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第64号 七戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第65号 七戸町子ども医療費給付条例の制定について
- 日程第5 議案第66号 七戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第67号 七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第68号 七戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第69号 七戸町土地改良事業（災害復旧事業）の施行について
- 日程第9 議案第70号 平成21年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第71号 平成21年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第72号 平成21年度七戸町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第73号 平成21年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第74号 平成21年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第75号 平成21年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第76号 平成21年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第77号 平成21年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第78号 平成21年度七戸町水道事業会計補正予算（第2号）
決算審査特別委員会審査報告
- 日程第18 議案第79号 平成20年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 報告第14号 平成20年度七戸町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第20 請願第5号 教育予算の拡充に関する意見書の提出を求める請願書
- 日程第21 発議第5号 教育予算の拡充に関する意見書（案）
-

○応招議員（18名）

議長	18番	田中正樹君	副議長	17番	工藤耕一君
	1番	附田俊仁君		2番	佐々木寿夫君
	3番	天間章八君		4番	瀬川左一君
	5番	盛田恵津子君		6番	田嶋弘一君
	7番	田嶋輝雄君		8番	三上正二君
	9番	天間清太郎君		10番	原子孝君
	11番	川村三十三君		12番	松本祐一君
	13番	二ツ森圭吉君		14番	田島政義君
	15番	中村正彦君		16番	白石洋君

○欠席議員（0名）

町長	小又勉君	副町長	大平均君
総務課長	塚尾義春君	支所長 (兼支所庶務課長)	千葉岩男君
企画財政課長	楠章君	税務課長	似鳥和彦君
町民課長	沢田康曜君	社会生活課長	附田繁志君
健康福祉課長	田中順一君	会計課長	天間勤君
農林課長	森田耕一君	新幹線建設対策課長	八嶋亮君
建設課長	神山俊男君	商工観光課長	米内山敬司君
上下水道課長	天間一二君	城南児童館長	向中野良一君
教育委員会委員長	中村公一君	教育長	倉本貢君
学務課長	米澤秀一君	生涯学習課長	花松了覚君
スポーツ振興課長	桜田明君	中央公民館長	二ツ森政人君
南公民館長 (兼中央図書館長)	小原信明君	農業委員会会長	佐藤午之助君
農業委員会事務局長	大村清隆君	代表監査委員	野田幸子君
監査委員事務局長	小林広一君	選挙管理委員会委員長	松下喜一君
選挙管理委員会事務局長	沢田康曜君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長	小林広一君	事務局次長	築田政光君
------	-------	-------	-------

○会議録署名議員

3番	天間章八君	4番	瀬川左一君
----	-------	----	-------

○会議を傍聴した者（8名）

○会議の経過

○開議宣告

○議長（田中正樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しております。

したがいまして、平成21年第3回七戸町議会定例会は成立いたしました。

議長において作成しました議事日程は、お手元に配付いたしたとおりであります。

これより、9月8日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

議案審議に入る前に、議会運営委員長より報告があります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（三上正二君） 皆さん、おはようございます。

先ほど、急遽、議会運営委員会を開催いたしましたので、皆さんに御報告いたします。

議案第68号の条例案について訂正箇所が生じたため、その訂正説明並びに議案の差しかえをすることに決定いたしましたので、議員各位にはよろしくお願い申し上げますと報告いたします。

以上です。

○議長（田中正樹君） ただいま議会運営委員長より報告がありましたが、提出議案の訂正について説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（沢田康曜君） 議案第68号七戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についての訂正並びに差しかえの件でございます。

本条例に関しまして、本年7月17日付で県のほうより条例の一部改正の通知により改正をいたしまして、上程した経緯でございます。

上程の内容に関しましては、本条例の第4条中第1項、高額介護合算療養費などの文言を加入し、並びに同条第2項の後段に第85条を追加するなどのための一部改正をすることによって上程した次第です。

今週前半に県の指導に基づいてやったわけですが、県のほうより訂正のメールが入った次第でございます。この内容に関しましては、本条の第2項のところの85条の追加文言の改正については不用であったということでございます。このため、一部改正する条例の本文中、附則の上段、第2項中の一部の1行を削除します。

また、これに伴いまして、新旧対照表の改正後、改正前の第4条第2項を両方削除する内容でございます。

提案理由に関しましては全く変更は生じないものであります。しがたいまして、訂正し差しかえをお願い申し上げます。

以上です。

○議長（田中正樹君） これをもって、説明を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時04分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

これより、議案審議に入ります。

○日程第1 議案第62号

○議長（田中正樹君） 日程第1 議案第62号七戸町立小学校及び中学校プール設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第62号七戸町立小学校及び中学校プール設置及び管理に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第2 議案第63号

○議長（田中正樹君） 日程第2 議案第63号七戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第63号七戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○日程第3 議案第64号

○議長(田中正樹君) 日程第3 議案第64号七戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第64号七戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第4 議案第65号

○議長(田中正樹君) 日程第4 議案第65号七戸町子ども医療費給付条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

2番。

○2番(佐々木寿夫君) 子供の医療費を、小学生、中学生を無料にするということは、大変県内でも他の町村に先駆けて行っているすばらしい条例ですが、この条例を制定して医療費を無料にすると国からペナルティがかかると、こういう説明を受けたことがあるのです。

それで、このことに本当に実際ペナルティがかかって国からの交付金が減っているのかどうかということ、減るのかどうかということを知りたいということが一つです。

それから、先ほどの乳幼児の医療費の問題に係っても、去年は七戸町がまた他に先駆けて乳幼児の医療費を無料にしたのですが、昨年の場合でも、例えばそのために国からの交付金が減るとか、そういうことがあっているかどうかお伺いしたい。

以上、2点。

○議長（田中正樹君） 社会生活課長。

○社会生活課長（附田繁志君） お答えいたします。

この現物給付による国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置に基づく減額のことでございます。

見込額についてであります。ゼロ歳から6歳まで就学前までは180万円、それから小学生から中学生までの拡大分として110万円、これはあくまでも試算でございますけれども、このように見込んでおります。

実際のこれまでの結果というのは、細かい部分で報告されておきませんので、その分については把握しておりません。

以上です。

○議長（田中正樹君） 2番。

○2番（佐々木寿夫君） 要するに、国からの国保に対する給付金が乳幼児の場合には180万円減額と。そして、小学生、中学生の医療費無料化に係っては110万円減額というふうに理解していいわけですか。

○議長（田中正樹君） 社会生活課長。

○社会生活課長（附田繁志君） お答えいたします。

そのとおりでございます。これはあくまでも試算ということでございまして、先ほど委員が申しましたペナルティという言葉は、この国保の会計上、使っていません。あくまでも減額調整措置に基づく調整額ということで、ペナルティという言葉は適正ではないということで、見込額ととらえております。

以上です。

○議長（田中正樹君） 2番。

○2番（佐々木寿夫君） このように、少子化対策として積極的に取り組んでいる町に対して、ペナルティではないという言葉を使っていますが、要するにこういう町の積極的な取り組みについては国で応援してしかるべきなのにもかかわらず、こういうことをやったことによって交付金を減らすというのは、本当に国の姿勢はよくないと。新しい民主党の政権はこのことをどうするのか、私は注目をしたいと思っています。

なお、また、このような減額にもかかわらず、それを決心して先頭に立ってやろうとしている前町長、あるいは今の町長の姿勢も見上げたものだということを言って終わります。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） これより、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第65号七戸町子ども医療費給付条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○日程第5 議案第66号

○議長（田中正樹君） 日程第5 議案第66号七戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第66号七戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第67号

○議長（田中正樹君） 日程第6 議案第67号七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第67号七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第68号

○議長(田中正樹君) 日程第7 議案第68号七戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第68号七戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第69号

○議長(田中正樹君) 日程第8 議案第69号七戸町土地改良事業(災害復旧事業)の施行についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第69号七戸町土地改良事業(災害復旧事業)の施行については、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第70号

○議長(田中正樹君) 日程第9 議案第70号平成21年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

9ページから12ページまでの歳入全般にわたり発言を許します。

2番。

○2番(佐々木寿夫君) 10ページ、14款総務費補助金、電源立地交付金の補正が減っていますが、これはどうしてでしょうか。

○議長(田中正樹君) 総務課長。

○総務課長(塚尾義春君) 2番議員の御質問にお答えいたします。

この電源立地地域対策交付金8,195万円ですけれども、これは直接、中部広域事業組合のほう、消防費として中部広域事業組合のほうへ直接交付をなされるということで、今回、同額を減額してございます。

以上でございます。

○議長(田中正樹君) ほかにございませんか。

11番。

○11番(川村三十三君) この補正予算におきましては、いささかしたいのでありますけれども、前回、3億数千万に上がる補正のときの例えば未執行部分、また計画は全部終わったと思うのですが、計画でありながら予算がまだ未執行の場合、そういうようなものがあるのかどうか。

今度、新しい民主党の政権によって、そういうようなものは地方自治体に返還とか凍結とかということが出ていますが、各自治体においては提訴もするというような空気も出ているわけですが、本町における、または本県におけるそういうような事態があるのかどうかということでもあります。

それから、二つ目、蒸し返すつもりはありませんが、強い要望を申し上げておきますが、これはさきの不詳事件についてのものです。

町長にとくと聞いていただきたい。この審査会設置要綱の第3条に、審査会が審査した事項は任命権者が行う処分の内容を束縛するものではないとあるのです。束縛するものではない。ところが、処分の公平を図るため、任命権者はその結果を尊重するものとする。これは、私、非常に矛盾があると思う。

ちょっと話は横になりますが、けさの新聞報道によりますと、文科省において30何歳の職員が金を盗んだのです。隣の課から盗んだ。それを返還した。ところが、文科省の処分がどうであったかという、停職処分にした。盗んだ者を停職処分にした。そして、その人はやめたけれども、要はこういうようなことを考えてみますと、この法律なるもの、条項なるもの、だれのためにつくったかという、私は、これは役人のためにつくった条項としか考えられない。一般人にはこれは適用しないものだと思っています。

ですから、町長はさきにこのことについては検討いたしますと言っていますから、恐らく条項部分ですよ、公表の部分についてもそういうようなことを申し上げておりますから、私はやはり町民の側に立った処分の仕方といいますか、そのことによって職員の倫理を高揚してほしいというような気がしてならないわけでありまして。これは要望でありますから、町長の確たる御返事をいただければなと、こう思っているわけです。

以上、2点です。

○議長（田中正樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（楠 章君） 川村議員の地域活性化・経済危機対策臨時交付金の新政権移行に伴う影響というふうな趣旨の御質問がございました。その点についてお答えしたいと思います。

七戸町では、交付金3億8,200万余の交付をいただき、それぞれに各担当課から提案をいただきました事業を実施してございます。入札等の実施を順調に行ってございまして、まだ若干、事務の準備の都合によって10月ごろまでの入札というふうな予定もございまして、ほぼ順調に執行がなされてございます。交付金そのものは3億8,200万余ですけれども、それに一般財源も3,900万円ほどつけまして総事業費として執行してございます。

新政権移行に伴って返還というふうなお尋ねですけれども、新聞等の報道によりますと、いわゆる未執行でなおかつ主に想定しているのは、基金として積み立てて、例えば今年度、来年度、再来年度というふうな執行を予定しているものについてはというふうな、私、新聞等の報道で理解してございます。

私どものこの交付金事業につきましては、もうすべて発注に向けての準備が進んでございますので、今後返還ということはないだろうというふうには考えてございます。いずれにしても、まだ県等にも問い合わせをしたりしているのですけれども、具体的にそうだという指導もございませんので、このまま執行できるものというふうな考えてございます。

以上です。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） 川村議員の御質問にお答えいたします。

もう1回確認いたします。懲戒の手續及び効果に関する条例ということでしょうか。それとも、懲戒処分の基準に関する要綱の中の条項ですか。審査会設置要綱の、これは見直しをするというのは、私、申し上げておりません。いわゆる運用の見直しというのが懲戒処分等の公表に関する基準の中の運用について、いわゆる今回やりましたその処分、あるいは公開、そのやり方については基準の範囲においての運用の見直しというのはしていかなければならないというふうに思っています。ということであります。

○議長（田中正樹君） ほかにございませんか。

14番。

○14番（田島政義君） 町長、今のところ、町では三つあるわけですか。それでこっちのほうでしょう。一般新聞、それからこれは個人機密漏えいの場合は減給、または勧告とか停職とか免職とかといういろいろな町の懲戒処分の基準に関する要綱というところを見直すということでしょう。どっちのほうですか。三つあります。審査会と懲戒等公表に関する基準という。この三つの町にあるどれの運用なのですか。一つならいいけれども、これは三つあるのです。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） 十分に検討して、いわゆる模範的なものを基準にしてつくったというのは、そう簡単には見直しとかというのは、これは申し上げることはできません。

ただ、今言っているのが七戸町職員の懲戒処分等の公表に関する基準、この中の公表の基準の条項の中のこの範囲において、できるだけその運用の見直しというのをしていかなければならないというのは、片方公表して何で片方を公表しないのか。何とかしたいという方向でいろいろやりましたが、残念ながら報道が先行してしまったのです。あたかも我々が公表したかのごとく記事が出てしまった。非常に残念だと。これは職員の監督責任もありますけれども、こういった誤解を招かないように今後その運用については何とか見直して、こういうケースの場合はできるだけ一緒に公表という方向で努力していくようにしていきたいということであります。

中身の書きかえとかその他のものについては、一切見直しとかそういったものは今考えておりません。

○議長（田中正樹君） 14番。

○14番（田島政義君） 酒気帯びのときはどこまで懲戒免職に。中部のあれとこっちのあれは、中部は町を参考にして消防を懲戒免職にした。町は停職だ。これはどれを見れば、どこで、だから前、川村議員からもなんぼ飲んで何%のときは懲戒免職で、なんぼなら停職、なんもないじゃないですか。だれが判断する。酒気運転なのでありますから。そうでしょう。片一方は懲戒免職なのですよ。町るときは停職だ。だから、私はその辺をきちっ

としておかないと、ただそのときそのときで、こういった場合は停職でいいか、何カ月減俸でいいかという。だから、そんなになれば、やっぱりこういうのも、こっちのほうにもなんぼかやらなければ、職員だって今とはとにかく朝みんなで勤務している人は全部ハーハーとやってそれでは乗られません。

特に普通のごみ収集車なんかの職員は、民間でも全部あの何ていうの、ハーとやる、あの検査機を持って、あれは全部朝まずやってだめだと乗らないのです。だから、町の職員もそこまでやっているのかどうか。やれば一番安心だけれども、みんなで四、五千円で買ってこうやれば、そういうのもありますから、だから前回、私が質問して、前の町長が私は管理者でないと行って逃げましたから、今度はあなたが管理者ですから、中部の。だから、中部に行っては処分、こっちの規定は停職、これなら同じ管理者で同じ職員を扱っていて、どこが基準でどこが何かわかりませんから、その辺も明解に、何もすぐ答えなくてもいいですから、よろしくひとつお願いしたいと思います。

○議長（田中正樹君） 答弁よろしいですか。

○14番（田島政義君） はい。

○議長（田中正樹君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、歳出に入ります。

13ページ、1款1項1目議会費から、18ページ、3款2項6目子育て応援特別手当事業費まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、次に18ページ、4款1項1目保健衛生総務費から、21ページ、7款1項3目観光費まで発言を許します。

14番。

○14番（田島政義君） 4款衛生費の備品購入費のところ、これは保健センターでAEDを買わなくてもよかったというのは、何でこういう減額になっているのですか。今はいっぱい欲しいところがあるけれども、その辺まず一つ。

もう一つ、予防費、インフルエンザの関係で、小学校も出ましたね。保育所なんかも中学校も高校生も出ています。その場合について、町としてどのような対処をしているのか、その辺もお願いします。

○議長（田中正樹君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田中順一君） それでは、お答えを申し上げます。

まず、1点目のAEDの購入費の減額の関係でございます。

当初予算では2台購入をするということで予算計上をして議決をいただきましたが、その後、青森県、ちょっと正確な名前は忘れちゃったけれども、青森県遊戯場組合、パチンコ業者の組合があるのですけれども、そこから県内市町村、年次計画を持って各市町村にこのAEDを寄贈したいというお話がありまして、今年度は野辺地町さんと七戸町さんに、

上十三地域なのですけれども、そこで寄贈したいというそういう申し出がありまして、その1台分を寄贈を受けた関係上、この1台分を減額したものでございます。

それから、2番目の予防費の関係につきましてですが、これは今いわゆる流行している新型インフルエンザの関係でよろしいのでしょうか。新型インフルエンザに関しての予防接種の関係でございますけれども、この関係につきましては8日、月曜日、厚生労働省主催による都道府県の会議が開催されまして、その会議の開催を受けて県のほうから市町村に通知があるものと思っておりますが、まだ今のところ通知はございません。

ただ、素案として示されているものは、基本的には自己負担による予防接種を行ってくださいと。その額については3,000円程度になるのではないかということになってございます。

しからは、市町村ではどういう対応をするのかということでございますが、健康機関の手配とかそういうものは、恐らく県のどこの病院で受診できます、どういうふうにして受けてください、ワクチンの手配とか医療機関の関係については恐らく県で対応すると思いますが、市町村の対応としては、いわゆるインフルエンザを受診する医療機関の町民への周知が主な仕事となります。市町村においては、一切受診に関しての権限というのですか、主体的になってやることはございません。今のところ情報として持っているのはその程度でございます。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 14番。

○14番（田島政義君） わかりました。

であれば、今盛んにインフルエンザで、これは教育委員会も同じなのですが、健康福祉課と教育委員会で連絡を密にしながら、各学校関係とか、やはり実際七高で3学年がお祭りのときでも全部学校閉鎖して、当日、学級閉鎖というのもあったし、その後、中学校の子供が出たとかという、これはウイルスですから広がる場合はさっと広がりますので、その辺、委員会と話をしながら、今の町での各学校への、大人だけではなくて教育委員会と密にすることによって対応だけはきちっとするように、ワクチンはまだまだ足りないのあれですから、厚生労働省を待っていると、もう蔓延すれば、どこかで出たら一発で家族から何からみんな出入り禁止ですから、そういうのについて私はやっぱり町民にももっと徹底するような形の中で、特に学校の子供、保育所、そういうのには何かの形の中で文書とかそういうのを出さないと、恐らく消毒にしるマスクにしるっていったって、頼んだってすぐ入るわけではないのです。東京のほうにないこっちのほうに、七戸にいる人は東京まで息子の分まで買って送ってやる時代ですから、そういうのがありますから、さあといったときには対応できないと、恐らく教育委員会でも物を頼んでも手に入らないと思いますよ、今。ですから、そういうふうになっています、現実に。異常だといえば異常なのですが、そこは町側と委員会ではなくて、一緒にあなたのほうと委員会と連絡をとりながらそういうのを徹底してほしいと。これは要望ですので、よろしくお願いします。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

2番。

○2番（佐々木寿夫君） 健康増進費、19ページ。

委託料のところでは健康管理システム改修委託料というのがあるのですが、この健康管理システムということについてお伺いしたいと思います。

○議長（田中正樹君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田中順一君） それでは、お答えを申し上げます。

13節の委託料の健康管理システムの改修委託料、21万円を計上してございますが、その上段に健康診査等委託料193万2,000円、予算計上をしております。

この予算計上しました委託料につきましては、国からの今年度限りの特別事業ということで、女性を対象としたがん、乳がん、子宮がんについて、乳がんについては40歳以上64歳までの5歳刻み、それから子宮がんについては20歳以上40歳までの5歳刻みの方を対象として、これは国保加入者、社会保険加入者でなくて、いわゆるそういう該当する女性については国で受診料を全額持ちますという今年度限りの健診がありました。

それに伴って、当方としては該当者を打ち出しするために、どうしてもシステムを改修して打ち出しとか今後役に立てるためのデータ改修を委託するものでございます。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 2番。

○2番（佐々木寿夫君） これは1年限りの検査なのですが、この健康管理システムは女性のがんにとって大変重要な内容を持っているので、これは今後、この資料は検査の結果は生きていくようになっているのですか。

○議長（田中正樹君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田中順一君） もちろんデータとして取り込みをして保管しておくわけですから、例えばその方が10年後にまた受診をするということになれば、ことし受診して10年後に受診するということになれば、そのデータと突き合わせをして、あなたは10年前に受けましたけれども異常はありませんでしたとか、そういうようなことになってございます。

○議長（田中正樹君） ほかにございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） なければ、次に、22ページ、8款1項1目土木総務費から、23ページ、9款1項3目消防施設費まで発言を許します。

11番。

○11番（川村三十三君） 土木費に係ってですが、現在、駅前のジャスコ、イオンですね、これはどのような状況になっているのか。新聞報道でもこのごろは出ていませんので、具体的にお知らせいただきたい。

二つ目、町のマスタープランについては一般質問でも出てまいりましたけれども、この

マスタープランは最初は財政課のほうでやっていたよね。それが今度、建設課のほうに回った。マスタープランというのは、これは大事なものですから、1課でもって対処できるかどうかということです。むしろ何人かの職員を選びすぐってと言うと語弊があるかもしれませんが、そういうスタッフをつくる中でマスタープランの作成をしたらいかがかなと思っているのですが、これは総務課長のほうからお聞きすればよろしいでしょうか。

それから三つ目、町営住宅の浄化槽のことですが、これはそれぞれの集団化された町営住宅には合併浄化槽があると思うのですが、このくみ取り等もたしか町がやっているはずでございます。私が間違いなければ。ただし、管理費等は、除雪だとかそういうことは必要だろうと思うのですが、浄化槽のくみ取りまで町が配慮する必要があるかどうかということなのです。

以上の3点についてお伺いいたします。

○議長（田中正樹君） 新幹線建設対策課長。

○新幹線建設対策課長（八嶋 亮君） お答え申し上げます。

イオン出店の現時点での状況ということですが、先般、東北開発部長さんが町長室においでになり、その内容は、東北新幹線七戸十和田駅開業にあわせての開店ということのぶれはございませんと。具体的には、今、詳細については詰めておりますと。

店舗の内容については、当初議会議員の皆様にも御報告をしたとおり、平家の約1万5,000平米の店舗で計画しておりますと。その具体的な中身については業態等のことがあり、詳細については詰まっておりますが、総合的な販売店という形で現在進めております。

最終的には来年の12月、新幹線も開業ですので、時期的にはもう期間がございません。最終的には10月ごろをめぐりに、もちろん地権者の方を含めてスケジュール等を示し、地権者の方にもお集まりいただき説明会を開催し、それに必要な申請等の手続等も進めてまいりたいということでお伺いしております。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 副町長。

○副町長（大坪 均君） 都市計画のマスタープランで職員が入ったらというお話ですけども、実は策定委員会の下に庁内委員会というのがありまして、関係課長10人ぐらいですか、今、川村委員がおっしゃったように入っております、そこで全部揉んでございますので大丈夫かと思えます。

○議長（田中正樹君） 建設課長。

○建設課長（神山俊男君） 町営住宅の浄化槽の清掃検査、その関係で御質問がありました部分ですけども、浄化槽の設置者は共同で使う大きい浄化槽を割と設置しておりますけれども、設置者は町ということなので法定検査の部分につきましては町が負担してございます。そして、浄化槽の中の清掃くみ取り、こういう部分につきましては入居者の方々から同じ額を応分の負担をして、それを共益費という形で町では徴収しております。

もちろん浄化槽に係る共益費という中身だけではなくて、共用部分の電気料とかそういう部分もひっくるめまして、総合でトータルした中で割り返して共益費という部分で、入居料とは別枠で徴収している状態でございます。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 新幹線対策室長にお尋ねいたしますが、もう事務上のことは全部県のほうをクリアしたわけですね。

それから、マスタープランについてはよくわかりました。この完成年次はいつになるのか。マスタープランの完成年次です。

それから三つ目は、浄化槽の設置者は町であるから法定検査は町でやると言っていますが、本来はこれは受益者負担ですから入居者が負担すべきものだとは思いますが、その点はどうか。

それから、先ほど聞き漏らしたのですが、駅名についてでございます。町長、駅名について。今度、七戸十和田になったのですね、七戸十和田に。私はそのことについて、十和田とその後、これは新幹線対策室長も関係あると思うのですが、駅名が載ったがために十和田市と接触したことがあるのか。ただ単に駅名を載せたからそれでいいのではなくて、七戸で今までかかった分については非常な経費であります。現在でさえも50億を投資しているわけですから、その前段というと相当なものになるでしょう。富士町長のときには、何かしら奥歯に物の挟まったような物の言い方ですが、当時決めたというのは、私はそのときの歴史も申し上げました。十和田では黒豚事件というものが起こっていたときでもあります。

くどくど言いません。十和田にも私は駅名について、今までの経緯から言って負担金等についてお願いする考えがないのかどうか。七戸から見ますと、ある人は十和田がついたら大変七戸の駅のためにもなるのではないかと言いますが、私はむしろ十和田がついたがために十和田がどれだけ恩恵を受けるかということを強調したいわけでありまして。その辺について、町長並びに関係者はどのようなことを思っているのか、その点についてお伺いしたい。

以上です。

○議長（田中正樹君） 建設課長。

○建設課長（神山俊男君） マスタープランの策定に係るスケジュール的なものだと思いますけれども、現在、今年度末、22年の3月31日までに策定すべく、今、町民に御参加いただいているワークショップ、庁内委員会、それから策定委員会、これは交互に開催しながら、もちろん町民の方々に都市計画に関するアンケートもお願いしたりして、今、回収作業中ですが、そういうふうな事務会議、検討会議を交互に開催しながら、年度末を目標に策定の事務を進めているところでございます。

それから、浄化槽の法定検査手数料ですが、これは現在町が予算化して負担している現状ですが、周辺町村の公営住宅、その辺も調べてみて改めなければならない

のかどうかも検討しながら、周辺町村の状況と統一した形に持っていくために調査する時間も必要ですので、調査したいと思っております。

以上です。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

新幹線建設対策課長。

○新幹線建設対策課長（八嶋 亮君） お答え申し上げます。

一つ目のイオン出店に係る県等の手続はすべて終わってしまいましたでしょうかということですが、これはこれからということでお聞きしました。

大まかなスケジュール的には、申請してから大規模店舗法に係る部分ですので、8カ月から10カ月かかればそういう期間が必要だそうです。よって、ことしの末に事前協議等を含めていろいろな協議を進め、年を越してから正式な申請に係るそういうものを進めたいというふうなことでお話しは伺っております。

それから、観光交流センターに係る七戸の駅名に関してのことですが、負担金を取る取らないの話は私から回答はできませんので申しわけございませんが、ただ、十和田市としては上十三広域圏の事務局も扱ってございます。

先日、せっかく観光交流センターが建設されるので、上十三広域圏としてどのような活用、どのような応援ができるのかということで事務担当課長会議等を開催し、相談申し上げたいという話は伺っておりました。9月の末か10月に入ってその担当課長会議等が開催されることとなると思いますが、その辺につきましては事務方でまた十分説明を申し上げていきたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） 駅名とお金の関係ということで申し上げます。

駅名が決まってから十和田市市長とはお会いしたことはございません。それから、駅名の決定というのは、いわゆる負担金云々というのを前提にしてお話を進めてきたというのではないと思っています。富士前町長もお金には余りこじかけるなというのは指示されてきました。

ただ、今、課長もちょっと申し上げましたけれども、観光交流センターの各市町村の観光案内なり物産の案内というのも、当然あそこの機能の一つであります。そういった部分にかかわる相応の負担というのは、お願いというのは、私、副町長時代にも全市町村にお願いした経緯があります。

十和田市さんについては、比較的前向きな御返事はいただいております。ただし、各市町村によって非常に温度差がありまして、一切そういったものは出さないという市町村もあります。ですから、この部分について、これからの経費等もあります。観光交流センター。ですからそういった部分については、再度協議を再開してみたいというふうに思っております。

駅名に関しては、私は今はないというふうに思っています。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 新幹線課長にもお尋ねしますが、今から申請して10カ月たつ。書類審査をしてクリアするまで10カ月。そうすると、今は9月ですよ。恐らく10月からという、ことしは2カ月、8月でないとクリアできない。そうすると、そこからスタートして、9、10、11、12、4カ月あれば平家建てのそれはできるのかどうかというのは、それは私はわかりませんよ。いずれにいたしましても大変ハードなスケジュールになりますよね。

来ると言っているわけですから、恐らく途中で来ないなんていうことはないと思うけれども、努力をして早く来るのだったら来るというような方向でやっていただきたい。

それから、町長は福士町長の言い伝えを聞いているようですけれども、それは新町長、あなたの町政ですからこだわる必要はないと思います。要らないことを間違えて理解して、当時の黒豚事件の尾を引きながらも、そのとき何も言わなかったのをずっと尾を引いてきたという経緯がありますから、やはり金を出せ出せと言うと余り露骨になるけれども、それ相当額のを応分の寄附をいただくということは必要だろうと思うので、新町長頑張ってください。もらえるように。そして、幾らでもいいですから、億がつく金を負担していただくような方向で努力してほしいと思います。

答弁は要りません。

○議長（田中正樹君） 14番。

○14番（田島政義君） 新幹線対策課のほうにお伺いしますが、今、広域圏の話が出ましたけれども、広域圏は法人化していないと寄附行為とか金の集めができないと伺っていますが、その辺はどうですか。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

そのとおりなようであります。広域圏でまとめてお金を徴収してこっちによこせというのは、これはできないということだそうです。

○議長（田中正樹君） 14番。

○14番（田島政義君） そうであれば、前の町長はかなり広域圏、広域圏という話をする割に、全く力のない広域圏なのです。話し合いだけの広域圏の首長会議なのです。ですから駅名で割れるというのは、だからあれきちっとした法人化をしているとみんなに責任がありますから、私は今後もこれは町長のほうから提案して、十和田の市に事務局があるのなら、広域圏はきちっとした法人化をして登記をして、それでその事務局に金の負担とか、それから集める場合どうですか、隣接市町村もこういうものについてはという、法的にきちっとしたものをつくっておかないと、今みたいに出すところもあれば出さないとあるというのがありますから。これはなかなか面倒でしょうけれども、今までずっと法人化していないで、ただ、我々一般にはよくわからない、つい最近聞いて法人化して

おかないとそういう権限が何もないというのがわかったわけですから、なかなかそういうのを教えないでただ広域圏だ、広域圏だという、非常に広域圏に力があるような話をした割には中身はゼロということだったわけですから、そういうことも今後大事なことから、それをひとつお願いしたい。

それから、先ほど川村議員も言っていますが、先般、渋民に行ってきました。大体同じような。あそこへ行くと、姫神の館なんていって、イオンと姫神産直のコーナーが半分なのです。地元の建物の出店が半分、半分がイオンです。ですから、そういうのもあると非常にきちっとした、前もってどういう形態かぐらいは発表してもらわないと、町の商工会なり農家の方々は私は大変だと思うのです。

ふたを開けて来年の8月ごろになって建てまして始まった、中身を工事をしました、対応し切れないわけですから、恐らく新幹線だって来年の12月の頭の土曜日に開業したいという話はちらほら出ていますので、そうなる私には11月中には開業の準備は全部終わっていないかならない、町として。ですから、そういうものを考えれば、もっと急いでその辺をきちっとしていただかないと困る。

それから、建設課長、マスタープランなのですが、前、町長も見直しすると、区画整理で。何か入札の関係を見ると、みちのく計画がマスタープランを担当するみたいですが、ほとんどあそこでやったので、私に言わせれば何にも満足なのがないというくらい、我々審議会やっても一切縛りが無いという割にいっぱい縛りがあって、20年も商売しているところを住宅地域にするとか、前の町、七戸町だったときにはきちっとした商業地域で、全部商売しているところはみな商業地域だったのです。それが急遽あそこになったら、とたんにみんな変わった。一切何もないと言ったけれどもある。言え見直ししましょうと。ですから、大事なことです、これからいろいろな場合にも、誘致企業がいろいろ来るとしても、やはり私は商業地域であればベターなのです、商売しているところは。

国道を見てください、道路。半分で終わっているでしょう。あの牧場通だって。本来は鳥谷部道路のほうまで来れば一番いいことですが、終わったことですが、これからやるのであれば都市計画の中にもあれを入れて、駅に向かうほうの土地を半端で、山手のほうが全部立派な道路で整備したりしたって、こっち側が既存の一番町がツツジを植えたロードをつくるどころが全く本当にペシャーですよ。道路という道路は全部寸断。

この前、中村議員もたまたま写真を撮りに来ていて、どこに行けば道路に出るかという、本当に出られなくなる、入った人は。全部寸断されていますから。普通は碁盤の目でみんなやってきたものが、碁盤の目の荒熊内のあれを全部切ったわけですから、今のみちのく計画は。ですから、今、副町長が課長も入れてと言ったのは町の地元の意見を、今見たら臨時駐車場、出られないところに石を盛って、今、戸館善毅さんの土地を借りて駐車場にしているでしょう。あれだって、あそこに入る道路ではないのですよ。あそこに黙って道路をつけていけばいいと私が言ったら、いやいや、いろいろ混雑しますから。そんな

に1時間に何百台という車が来るわけでもないですから、私はあるものはきちっとしておかなければならないから、見直しするのであれば道の計画に課長たちもきちんとした意見を述べないと、ただコンサルが言ったからそれを鵜呑みにしてオーケーだと、今のようなああいう無様な都市計画区画整理事業なんて、みんなから土地をとっているのですから、土地を出しているのです、みんな。その土地を出した人が歩けないくらい不便なことをやっているわけですから、やはりもうちょっと地権者とか町民のことを考えながら、課長たちもその辺をちゃんと、あの方々がつくったときには全部100%ではなくて、やっぱり自分たちも地元のいろいろな形の中の意見を述べて私はマスタープランをつくっていただきたい。

これは要望です。よろしくをお願いします。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

8番。

○8番（三上正二君） 同じ23ページの8款3目、合併前のときは、たしかあそこは商業地域で申請は出されて、最後にやったときには住宅地域と商業地域になるのですけれども、あの区画整理の中で商業地域の場合であれば住宅も建てられる、たしかそんなはずです。住宅地域では商業の施設は建てられない。ということは、せっかくあそこでゲングリかけて開発してやっているのだけれども、今実際私のところにも地権者の中で、おれらのところへきてらたって商業地域になったので、そこで門前払いで終わるというわけです。話にならないわけで、商業地域より住宅地域はどうにもならない。

しかも駅前開発は、どうしてもあそこはそうでなくても当然そうなるだろうし、今、田島議員も話したとおり道路の部分もあれでしょうけれども、確かに今マスタープランは来年の3月31日をもってやるといったって、今現在来ているのだよ。だから、恐らくこのマスタープランで都市計画が見直しされれば多分商業地域になるでしょうけれども、でも今現在はどうにもならない、今現在は来ているんだ、話が。これをどういう手続の処理が必要かはわからないけれども、3月と言わないで少なくともそういう先行な形でいいから、きょうでもあしたでも、そういうわけにいかないとしても1カ月でも早くにしていかないと、新幹線が来てからここに何建てたいと来るものでない。今来ているのだから、そういう形ができないものだろうか。

○議長（田中正樹君） 建設課長。

○建設課長（神山俊男君） お答えします。

今現在進めています都市計画マスタープランというのは、いわゆる区画の線引きとか、それから用途指定とかというのをやる前段階の作業であります。要するにマスタープラン、基本計画、町の基本方針とでも申しましょうか、そういう中身のやつで、そのマスタープランが策定された後に、今度、都市計画区域の設定であるとか用途地域の設定のそういう作業に入っていくわけでありますので、マスタープランでは線引きなり用途指定は具体的にはする作業ではないということを申し述べます。

現在進めているマスタープランは、御承知のように七戸地区には都市計画がございました。天間林地区には都市計画がないと。これは新町での都市計画策定に当たりマスタープランを進めているという作業途中の報告という中身になりますけれども、そういう内容でございます。

○議長（田中正樹君） 8番。

○8番（三上正二君） 別にマスタープランになるのか、3月31日で例えできたとして、それはあくまでも今しゃべったら全体の中でこういうふうに線引きをしましょうと、ここをこういうふうにしましょうという計画にしか過ぎないわけだ。それは都市計画ではないわけだ。商業地域とかそういう形ではないわけだ。だけど、それはそれとするならば、ましてやそうなればその後にもまた見直しというものが始まると思うのだけれども、私が言っているのは少なくとも新幹線の開業というのは来年の12月に来るのだよ。この前、町長さんと話をしていましたけれども、とにかくあそこを何とかしていく形をお願いして、そのためにイオンにも来るのにも私たちは賛成したつもりだし、せっかくそうやっていながら、何回も言うけれども住宅地域にしておけば建ててこれないわけさ、企業で話があっても。だから、その辺のところでは、とにかく一日でも早く住宅地域を商業地域にしていく計画変更をすることができないか。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

おっしゃっている内容はよくわかります。現在は第1種住居地、これをマスタープランとまた別個に見直しの作業に今早急に入りたいと。近隣商業区域を広げないと、やっぱりいろいろと差し障りがあるというふうに思います。そういった作業に入ることが前提であれば、またいろいろな話が恐らくつながっていくとは思っております。そういう面で今までの都市計画、片手落ちというのが確かにあったというのはわかります。ですから、それと別個にそういう作業に早急に入っていきたいというふうに思っています。

○議長（田中正樹君） 8番。

○8番（三上正二君） わかりました。それを聞けば安心だ。

ところで、早急に入るといのは、多分そのとおりになるけれども、目安としてはいつごろですか。その辺のところ。もしずれても、それは別に責任を問わないけれども。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） 実は、それで検討をさせました。最短でどれぐらいかかるのかと。もうここだけの決定でなく、当然県へ行っていろいろ揉んだりという時間があります。ですから、いろいろ急いでも年度いっぱい、3月ごろまでかかるような、そういう情報があります。この辺も直接行って県といろいろな形でかけ合いをしながら、もっと早くできないのかと、その辺も調べて、とにかく最速でやるようにしていきたいというふうに思っています。

○議長（田中正樹君） 14番。

○14番（田島政義君） 区画整理審議会は、課長、まだ生きていますね。町長、そうならば、この区画整理審議会を1回開いて、審議会で1回見直しをしてそこでやらないと、いつ開くのかなと思ってさっぱり通知が来ないから、審議会そのものを開かないと私はだめだと思うものですから、だから今生きていますかと聞いたのはそこなのです。生きているのであれば、ジャスコのときはいち早く開いて区画の見直しをしたわけですから、そういう対応もしてください。

○議長（田中正樹君） 新幹線建設対策課長。

○新幹線建設対策課長（八幡 亮君） お答え申し上げます。

そういう早急な対応はしてまいりたいと思います。ただ、申し上げたいのは、都市計画審議会と区画整理審議会の中身がおのずと変わってきますので、区画整理審議会に必要な事項については対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

2番。

○2番（佐々木寿夫君） イオンの出店についてですが、先ほどの説明を聞いていくと、どうしてもイオンの出店は秘密主義という感じがするのですよね。

それで、町長に伺います。やっぱりイオンも七戸町の商工業とともに栄える道を歩むと。そういう方向であるならば、やっぱりイオンと七戸町の協議が必要ではないかと思うのですよね。ところが、現在のところイオンは何も発表していない。そうすると、実際にきたときには町の意向とは全然関係ない店になるのではないかと、そういう思いがするので、これは私、6月の議会でも取り上げていますが、イオンと商品構成なり店の出し方なりを町と打ち合わせする、そういうふうなつもりはないかどうか、町長に伺いたい。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

私も前の議会で、9月議会までのうちにはある程度はっきりした発表ぐらいまでにはいけるだろうというイオンのそういった申し出を受けてそういうお話をしておりました。

先般、来ました。イオンの東北開発部のそこの担当者、担当部長、最高責任者だと思いますけれども、そうしたら、今、業態について、さっき課長が言いました、どういう業態にするのか、業態について非常に厳しい状況の中でかなり検討中と。最終的に大規模小売店舗立地法というのがあるそうです。その立地法上の届け出、これが1月にするというこの間回答をしております。

その前に、いわゆる立地法上の届け出があって初めて出店の確定という、イオン側に言わせれば言葉になるそうです。確定したやつ。その事前協議を大体11月ごろから町と、あるいは関係する方と事前協議を進めたいということでもあります。

そして、もう一つこちらのほうの具体的なもので確認しましたら、国道4号線からイオ

ン独自の侵入する道路、最終的には町道に寄附するということになるそうでありますけれども、国土交通省の青森の事務所に対しての申請を町と一緒に、うちのほうは議会が終わらないと職員の対応ができないものですから、議会あけに具体的に一緒になって申請のための準備に入ると。具体的にそういう国土交通省との協議に入るということであります。

問題はどのような形なのかということで、私も再三聞きましたら、いろいろ言いました。アウトレットを取り入れた店舗、あるいはテナントが主体の店舗、あるいは今回言っているのは、いろいろ検討した結果、総合的なショッピングセンターという形態で今最終的な詰めを行っている。そこに入るいろいろなテナントとかそういったものを、かなり今選択している状況ということで、なかなかこれも一気に決まらないと。これも届け出のそれに向けてしっかり決めていきたいと。そうなった暁にはちゃんとした店舗の形態というのでも発表できるということなのです。

何回も今までいろいろおっしゃるとおり、何となく隠しているのではないかというふうなことを前提に私もいろいろ聞きましたが、今の場合でも検討に検討を重ねているというのは、本社の意向としていかに安く出店するのか。だから、その辺で詰めて詰めて、かなりテナント側との協議もシビアな部分でやっているみたいです。ですから、なかなか最終的な形態というのが決まらない。

この間来た方は、最後の最後の時点でなければ決まらないだろうということで、ただ、間違いなく新幹線の開業までに開店というのは、これはもう絶対に間違いありませんと、これに向けてのスケジュールというのはしっかりとっているということでもありますので、その辺、この議会が終わった後、国道協議に入る時点でも、そういう情報をなんぼでも発表できる部分があったら教えてもらいたいということでお話をしたいと思っています。

○議長（田中正樹君） 2番。

○2番（佐々木寿夫君） 町との協議を十分に行い、町の意向もきちんと反映されるような取り組みをしていただきたいと。

以上、お願いします。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時30分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

次に、24ページ、10款1項2目事務局費から、28ページ、13款2項8目肉用繁殖牛集団特別導入事業基金費まで発言を許します。

11番。

○11番（川村三十三君） 町長にお尋ねしますが、私も簡潔に質問します。

美術館の屋根の補修というのは、やはりこれはやらなければいけないと思います。いつ

までやるかどうかということも含めて、そのことを、私、休んでいましたから、そのときにやったかどうかわかりません。お答えください。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） 美術館の屋根の補修は、これはしなければなりません。そのための基金の造成もあります。

ただ、その使途については、かなり国のほうで厳格な規定があるみたい。これは実態に非常に合わないと思っていましたので、これは国とかけ合いをしながら、何とかそれを使いながら屋根、壁、これは直していかなければならない。

いつまでというのは、ちょっと今はまだ確定しておりません。速やかにできるだけやりたいというふうに思います。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 次に、歳入歳出全般にわたり発言を許します。

1 番。

○1 番（附田俊仁君） 先般、一般質問の中でも触れさせていただいたのですが、行財政改革委員会についてです。これは予算全般、補正予算も含めてですが、来年度の予算も一般の予算も含めてですが非常に関係あると思うので、ひとつ聞かせていただきます。

まず1点目は、構成委員のメンバーの中に教育長が抜けているのですが、これは今後、教育長も審議会の中に入れる考えはあるのかどうかというのをまず伺いたいと思います。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） いわゆるそのとおりだと思いますので検討して、当然いろいろな分野がありますので検討していきたいと思います。

○議長（田中正樹君） 1 番。

○1 番（附田俊仁君） あともう1点、町の中にある県の施設だったり、あと、中部上北事業組合の施設だったり、さまざまな有用、不用な施設が点在していると思います。

その中で、町の権限の中でできる範囲、それから権限を越えるもの等、多分にあると思うのですが、町の運営を考える上でそれらの施設も審議の中に含める考えはあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） 町内にある県並びに中部等の施設でありますけれども、それにかかわり町でどうこうするというような権限は当然ないわけでありましてけれども、これから何をどうするのか、その中で例えばその活用だとかそういったものというのは、これは議論の中には入ってくる場合もあると思います。来た場合はそれ相応の検討はしていただかなければならないと思いますが、今のところなかなかそれを率先してどうこうというのは、町としてこれは今のところはないと思います。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(田中正樹君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(田中正樹君) 討論がありませんので、討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第70号平成21年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第71号

- 議長(田中正樹君) 日程第10 議案第71号平成21年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。
これより、質疑に入ります。
質疑は事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(田中正樹君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(田中正樹君) 討論がありませんので、討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第71号平成21年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第11 議案第72号

- 議長(田中正樹君) 日程第11 議案第72号平成21年度七戸町老人保健特別会計補正予算(第2号)を議題とします。
これより、質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第72号平成21年度七戸町老人保健特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第12 議案第73号

○議長(田中正樹君) 日程第12 議案第73号平成21年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第72号平成21年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第13 議案第74号

○議長(田中正樹君) 日程第13 議案第74号平成21年度七戸町介護保険特別会計

補正予算（第2号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第74号平成21年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第14 議案第75号

○議長（田中正樹君） 日程第14 議案第75号平成21年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

14番。

○14番（田島政義君） 介護サービス、デイサービスなんかで車で町内、今は十和田からも、それから七戸もいろいろなところに入ってきていますが、その中で、仮に乗るデイサービスのお客さんがぐあいが悪いとか、そういう場合、町はどういう指導を、そういう場合には七戸病院なり、天間であれば工藤病院に行くとか、そういういろいろな計画的なマニュアルみたいなものをつくってあるのかどうか、これをお知らせください。簡単でいいです。

○議長（田中正樹君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田中順一君） お答えをいたします。

いわゆる事業者に対する安全管理とかそういう関係だと思えますけれども、町としては事業者に対してそういうような、こういうふうにしてください、ああいうふうにしてくださいというものは行っておりません。それは、事業認可自体が県が全部認可してございますので、おそらくは認可の段階でその辺も含めて認可していると思えますし、また、その

後の定期的な監査ですとかそういう指導が入って行っていると思われま。町としては、そういうものにはかかわってございません。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 14番。

○14番（田島政義君） そうなれば、町に来たものを受けて県に申請するのでしょうか。いろいろな事業を開設するときに。ですから、もし認可してそういう安全管理のものがあつたら、後でいいです、私にください。

ただ、町を通さないで認可になる、ならないでしょう。安全管理なんかについては、町側は全く知らない。県の責任。その辺はどうです。許可おりるとき町で申請しているでしょう。

○議長（田中正樹君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田中順一君） 認可申請の添付書類がどういうものであるかというのも、私も今手元に資料がないので、添付資料については詳細のものはございませんけれども、私の知っている範囲内であつては、基本的には例えばそういう施設を建てる場合、その施設を建てるに当たって町が認めるのか認めないのかという、その程度の意見書であるというように考えてございますので、その中に具体的に職員を何人配置してとかという、そこまでの書類の町に対しての添付義務はないというふうに理解してございます。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田中順一君） 県の指導マニュアルみたいなのがございますかどうか、県のほうに問い合わせをして確認をして、もしそういうのがございましたら御提示申し上げたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 8番。

○8番（三上正二君） 今の件なのですけれども、例えば課長、先般、何日か前に、これ介護とか高齢者とかそういう方たちが町でも関係しているから関係あると思って聞くのですけれども、たまたまなのでしょうけれども、デイサービスに行つて帰つてきて直後に死んだと、そういう形を認識していますか。知っていますか。

○議長（田中正樹君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田中順一君） お答えを申し上げます。

例えば大きな事故がありましたとかというものであれば、県のほうにも事故報告書という形で上がりますし、また、うちのほうの町にも事故報告書という形で提出があるものと思っております。

以上です。

○議長（田中正樹君） 8番。

○8番（三上正二君） 要するにわかっていないわけだな。

たまたまこれは何日か前なのですけれども、ある施設のデイサービスに行きました。朝はデイサービスで車にさっと乗って行った。昼になって、これは実際にあった話で、何日か前で、昼になってぐあい悪いといって昼飯も食えないでドリンク飲んだ。その時点で家に電話した。ところが、たまたま家に家族がだれもいなかった。だから、そのまま夕方に帰る時間になって送っていったと。その時点で歩いてと言っても歩けない。運転手だと思っただけけれども、2人でようやく床に行っただと。そのときにばあさんがいて、病院に連れていってくれないかと言ったら、いやいや、次の人を送っていかなければならないから忙しい。床まで行って寝た。寝たら、その時点でぐあいが悪くなり、ガアアと口開けて、これだとだめだと。今度は家族に話して、救急車呼んで病院に行った。そのまま亡くなった。死因は心筋梗塞、要するに心臓麻痺みたいなものだ。

もし仮に、家族とも会ってきたのだけれども、大げさにしたくないけれども、訴えられるものなら訴えたい。もし仮に心筋梗塞なら、前もってお願いしたときにでも連れて行ければ、そのときならまだひかえながらでも行けたそう。して、床に寝かせたけども口開けて呼んでもだめだった。でも、そういうのっていうのは、これは氷山の一角だと思う。

これはどこの施設とか、たまたまそういうのあったけど、こういう介護サービスとかそういう形で元気で長生きしてほしいからやっているわけだ。高齢者医療でも何でも。だけれども、いろいろな業者の人たちがやっているけれども、ややもすればそれこそお客さんをいっぱいにとって、次から次へととってそういうマニュアルになっているかどうかはわからないけれども、そうなれば議会のほうで一生懸命やって、介護サービスでもいろいろな老人保健でも何でもやったら、何のためにこうやって審議しているのか。予算審議するものは、予算をつける何やったら意味なくなるか。それっていうのは、もし仮にそのときにできればと。心臓麻痺というのは、だめになる前に行けば、電気マッサージでも何でもあるから。それっていうのは、例えばいろいろな形で入っているような、町では当然そういうようなことで補助費でも何でも出ているはずだと思うのです。

例えば、一つの例でいけば、保育所があったとする。保育所の中では必ず子供たちがぐあいが悪くなれば親御さんたちが連れて行く。たまたまそれでも連絡つかないとする。でも、ぐあい悪ければどうする。やっぱり保育所でもどこでも、そういう判断で病院に連れて行くなり、そういう形でやって処理すると思うんだ。けれど、昼の時点でぐあい悪くて飯食えないのでも、ドリンク飲ませて夕方に病院に連れて行って頼んだのにもかかわらず置いていって、それっていうのは、もしこういう実態が全体に、みんなみんなそう思わないけれども、たまたまかもわからないけれども氷山の一角とするならば大変な話ではないか。それはどう処理をすればいいかわからないけれども、ただ議会人としてそういう話が出たら、大変だ。相手は大げさにしたくないからなんだけど、訴えるによければ訴えたいと話をしている。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） これは福祉施設に関係のあることですから、関係する議員も

おりますので、その方に退席していただいて、もっと話をしたいものがあるかもしれない。また、問題が内在しているかもしれないので、私は関係する議員に退席願ったほうがよろしいかと思うのですが、議長の判断をお願いいたします。

○議長（田中正樹君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時52分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（田中順一君） それでは、お答えを申し上げます。

一般的な考え方としてなのですけれども、そういう事故があった場合は当然うちのほうにも事故報告書というのが上がってまいります。ですから、その事故報告書が上がってきたものを見て対応をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 8番。

○8番（三上正二君） その事故報告書というのはどっちが出す。例えば、そういう事例があったと。それこそ、そういうふうにされた側、それともした側。

○議長（田中正樹君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田中順一君） 例えば、施設においてよくあるケースだと思っておりますけれども、入所している方がたまたまベッドから転げ落ちて擦り傷を負いましたとか、そういうことがあったとした場合、その施設の管理者の方から役場のほうへ、軽微なものについては県にもそういう事故があって、状況がどうで今後の対策をどういうふうにやっていくのかと、そういう報告書が施設のほうから上がってまいります。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 8番。

○8番（三上正二君） 先ほど冒頭に聞いたように、課長はそういう事故報告書が上がっていないから知らないのだよね。承知していないということは上がっていないということだよね。これから上がるか、何日か前の話だから。でも、逆にずっと上がらなかつたらそれはそのままか。施設のほうから上がらなかつたら。

例えば、施設側から上がるものだと。施設側でそれを上げなかったとすればどうなるのですか。利用者が訴えなければならないのか。

○議長（田中正樹君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田中順一君） 事故があったから施設のほうで上げないとか、それから、そこまで私のほうではいちいち施設を回ってどうであるかとか、そういうこともできる立場に私どもはございませんし、あくまでも施設と介護保険につきましてのすべてのものがそうですが、信頼関係のもとで運営されていると思いますので、当然そういうものがあつた場合は報告書が上がってくるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 課長、非常に誤解があると思うのですよ。

事故報告が上がってきた段階で対応するということは、これは町でも責任があることです。対応すると言っているのですから。そして、その結果を県に申請するのですか。

それから、今、介護の問題は信頼関係だと言っているけれども、そうではないでしょう。法律で決められてあるでしょう。そうでしょう。例えば、デイサービスの場合、どこからどこまでを介護員がやるかということは、きちっと勤務内容が決まっているはずですよ。ですから、今の事例の場合を聞きますと、家へ行ったら病院に連れて行ってくださいといっても、いや、よそのほうも送らなければならないからやれないと言った。そうしたら、その方が家へ入って間もなく亡くなったというようなことになると、これはまさしく介護の問題であろうかと思うのですよ。ですから、そういう役所答弁でなくて、もっと親身になった答えをしていただきたいのです。

現にそういうような、私もあしたどうなるかわかりませんよ。だから、そういう意味から言うと、介護のあり方というのはデイサービスも含めて大事なことだと思うので、もう少し真剣な答弁が必要だろうと思いますが。

課長、申請しないと取り上げないわけですから、申請の様式もあるはずですね。報告様式があるのでしょうか。その報告様式を当該者に知らせないと申請の仕方がわかりません。報告の仕方がわからない。そういう困っている人に手を差し伸べてやってください。いかがですか。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） 議場で今発言がありましたので、客観的に事実関係をまず調べてみます。調べてみて、その中身次第でしかるべき対応というのをとっていかなければならないというふうに思っていますので、その辺でひとつ速やかにこれはやらせますので、よろしくお願いします。

○議長（田中正樹君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第75号平成21年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第15 議案第76号

○議長（田中正樹君） 日程第15 議案第76号平成21年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第76号平成21年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第16 議案第77号

○議長（田中正樹君） 日程第16 議案第77号平成21年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第77号平成21年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第17 議案第78号

○議長(田中正樹君) 日程第17 議案第78号平成21年度七戸町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

水道会計全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第78号平成21年度七戸町水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第18 議案第79号

○議長(田中正樹君) 日程第18 議案第79号平成20年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件については、去る9月2日の本会議において決算特別委員会に審査を付託しておりますが、特別委員会から審査の結果報告が議長のもとに提出されております。

決算審査特別委員長より審査報告を求めます。

決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長(田嶋輝雄君) 審査結果の報告をいたします

9月2日の本会議において、議長を除く全議員による決算審査特別委員会が設置され付託されました。

議案第79号平成20年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定については、9日、10日の2日間にわたり、慎重審査の結果、お手元に配付した委員会報告のとおり、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、このたびの公金不祥事が発生いたしましたことは甚だ遺憾であり、今後このようなことのないよう職務に努めていただきたいと思います。

以上、報告いたします。

議員各位におかれましては、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（田中正樹君） これで、決算審査特別委員長の報告を終わります。

ただいま、決算審査特別委員長から報告がありました内容において、公金不祥事のことについて報告がありましたが、議長においてその旨を決算書の意見に追加していただきたいと思いますが、代表監査委員より見解を伺いたいと思います。

代表監査委員。

○代表監査委員（野田幸子君） 平成20年度決算書の中の決算審査意見書に、このたびの不祥事についての意見の記載はいたしませんでしたが、ただいまの決算審査特別委員長並びに議長の御発言のとおり、意見書の末尾にですが職員による公金の不祥事が発生したことは甚だ遺憾であるということを追加したいと思います。

以上です。

○議長（田中正樹君） この文書については、後ほど配付をいたします。

了承をお願いします。

委員長報告に対する質疑、討論の省略と、並びにただいまの代表監査の発言のとおり意見書に追加したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議がありませんので、そのように決定いたしました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第79号平成20年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

○日程第19 報告第14号

○議長（田中正樹君） 日程第19 報告第14号平成20年度七戸町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終了します。

以上をもって、報告第14号平成20年度七戸町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

○日程第20 請願第5号及び日程第21 発議第5号

○議長（田中正樹君） 日程第20 請願第5号教育予算の拡充に関する意見書の提出を求める請願書及び日程第21 発議第5号教育予算の拡充に関する意見書（案）についての2件を一括議題とします。

なお、受理した請願書は、お手元に配付した請願文書表のとおりです。

お諮りします。

本件2件については、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議がありませんので、本件2件については、提出者の説明、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、本件2件について採決します。

請願第5号は採択とし、発議第5号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、請願第5号教育予算の拡充に関する意見書の提出を求める請願書については採択とし、発議第5号教育予算の拡充に関する意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

○閉会宣告

○議長（田中正樹君） 以上で、今期定例会に付議された事件はすべて議了しました。

なお、陳情第2号及び第3号は、お手元に配付の陳情文書表により資料配付とします。

これをもって、平成21年第3回七戸町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 0時08分

以上の会議録は、事務局長小林広一の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成21年9月11日

上北郡七戸町議会議長 田中正樹

議員 天間章八

議員 瀬川左一